

新潟市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針

制定：平成 16 年 12 月 1 日
改正：平成 23 年 4 月 1 日
改正：平成 27 年 4 月 1 日
改正：平成 28 年 4 月 1 日
改正：平成 29 年 4 月 1 日
改正：平成 30 年 4 月 1 日
改正：令和 4 年 4 月 1 日
改正：令和 5 年 4 月 1 日
改正：令和 6 年 6 月 1 日
改正：令和 7 年 4 月 1 日

総 務 部 行 政 経 営 課

1 趣旨

本市における公の施設の指定管理者制度に関する基本的な方針を定めるものとし、制度の運用にあたっては地方自治法に規定するもののほか、この指針によるものとする。

2 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度とは

地方公共団体が公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があるときに、法人その他の団体に対し、指定という行政処分により権限を委任して公の施設の管理を包括的に行わせることができる制度であり、指定の対象には民間事業者等が幅広く含まれる。また、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、指定管理者の指定には指定の期間を定めた上で議会の議決が必要となる。(地方自治法第 244 条の 2)

※「公の施設」とは

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（地方自治法第 244 条第 1 項）

(2) 制度の目的

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。(総務省局長通知 H15.7.17)

(3) 制度の特徴

① 民間事業者等による管理が可能

管理主体となれる者の範囲は、株式会社等の民間事業者や NPO、地域住民団体等を含めた法人その他の団体である。(個人は不可)

② 指定管理者の指定は行政処分

地方公共団体と管理主体の関係は、契約による管理業務の委託ではなく、「指定」という行政処分による管理権限の委任である。

③ 指定管理者による使用許可が可能

条例で定める指定管理者の業務の範囲に含めることで、指定管理者が使用許可等の行政処分を行うことができる。ただし、法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限は行えない。

(例) 使用料の強制徴収、使用許可・不許可に対する審査請求に対する決定、行政財産使用許可等

3 指定管理者制度の導入方針

公の施設の管理に関し、各施設の設置目的、事業内容、施設規模、市民ニーズ等を勘案し、民間事業者等の能力を積極的に活用することにより、効果的・効率的な管理を行い、市民サービスの向上と施設管理経費の節減を図ることができる施設について、指定管理者制度を積極的に導入するものとする。

(1) 管理形態の検討

公の施設の管理形態は「市の直営による管理」又は「指定管理者による管理」のどちらかを選択するが、各々の施設について、どちらの管理形態を採ることが市民サービスの向上及び管理経費の節減が図られ、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できるかを検討し、管理形態を決定するものとする。ただし、単にコストの削減を目的とした指定管理者制度の導入により市民サービスの低下を招いたり、民間事業者等の安定的な経営の圧迫、従業員等の不当な人件費抑制を引き起こしたりすることのないように配慮しなければならない。

(2) 直営で管理すべき施設の例

直営で管理すべき施設の例としては下記の施設等が考えられるが、新規施設はもちろん、現在直営で管理している施設であっても、定期的に見直しの検討を行うこととし、制度の目的及び施設の設置目的を効果的・効率的に達成できると判断される施設については、積極的に指定管理者制度を導入するものとする。

① 道路法、河川法、学校教育法等個別法の規定により、管理者が本市に限定されている施設（各所管省庁において規制緩和や法解釈の運用により導入を可能とする動きもあるため、注視が必要）

② 市の重要な事業の実施が施設管理と分離することができない、基幹的・専門的な機能を担っている施設又は運営の継続性を特に重視する必要があるなど、施設

の運営に関して市が直接関与する必要性が高い施設

- ③ 施設規模が非常に小規模であり、指定管理者制度の導入効果（市民サービスの向上、経費節減効果）が見込めない施設
- ④ 市の機関を施設内に置く複合施設で市職員の配置があり、当該職員が管理運営を行うことが効率的であることが明確な施設

（３）社会経済情勢等の変化を踏まえた管理形態の見直し

指定管理者制度を導入している施設においても、制度導入時に見込まれていた効果が達成されているか、社会経済情勢等の変化を見極めながら常に検証する必要がある。指定期間の更新に向け、指定管理者制度が施設の管理形態として最適な手法か否かを検討すること。

（４）指定期間

指定期間は原則として５年間とする。ただし、施設の特性等を考慮し、以下の基準に基づき、５年を超える期間を設定することも可能とする。

① 福祉関連施設

利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設（非公募施設を除く）については、最長７年までの期間とする。ただし、これにより難しい場合は行政経営課と協議の上、決定するものとする。

② PFI 事業等により整備した施設

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）の活用により一定期間、施設の管理運営を行う団体を指定する場合は、その期間を指定するものとする。

（５）指定管理者の業務の範囲

指定管理者には、原則として施設の管理業務及び本市として当該施設で実施すべき事業に関する業務を包括的に行わせる。したがって、施設の設置目的により当該施設で実施すべき業務の具体的範囲を、施設の使用許可、施設・設備の維持管理、市の業務として当該施設で実施する事業等について十分検討し、条例及び協定書（協定書に代えて協定内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたものを含む。以下、「協定書」という。）で設定するものとする。

※ 上記指定管理業務の範囲外で、指定管理者の提案に基づき施設を使用して行う自主事業は、指定管理者の責任及び経費負担とし、あらかじめ施設の所管課の承認を得て実施するものとする。

４ 指定管理者の選定方針

（１）指定管理者の選定方法の検討

指定管理者の選定方法については、原則として公募とする。なお、公募によるメリットは以下のようなものがある。

- ・選定に対する公正性及び透明性が確保される。
- ・複数の申請者による競争原理が働き、より優秀な提案を採用できる。

(2) 非公募で選定することができる施設

下記の施設については非公募で選定することができる。ただし、これらの施設についても、当該施設を取り巻く社会情勢の変化を見定めながら、公募による選定を検討するものとする。

- ① 地域自治の振興などの目的のため、地元住民団体が管理運営することが効果的な施設
- ② 市の政策と密接にかかわる特に専門的な自主事業と不可分な業務として施設の管理運営を行う必要のある施設
- ③ 指定管理者が所有又は管理する施設の一部施設であるもの
- ④ 特定の財団法人が管理運営することが寄附の条件となっている施設
- ⑤ PFI 事業により建設し、PFI 事業者管理運営を委ねる施設
- ⑥ 指定管理者の法人格の変更や共同事業体の構成員の変更などに伴う再選定及び緊急的な指定の必要がある場合で、非公募による選定に合理的な理由がある施設

(3) 指定管理者の選定基準

① 選定基準（共通事項）

指定管理者の選定基準については、次に掲げる事項を共通事項とし、全ての事項を満たしている団体の中から選定するものとする。

- ア 当該公の施設の平等利用が確保されること。
- イ 当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

② 配慮すべき事項

上記共通事項のほか、次に掲げる事項に配慮し、施設毎の特性に応じた事項を追加して選定基準を定めるものとする。

ア 安全確保及び緊急時の対応

施設利用者及び近隣住民の安全確保に十分配慮し、施設の種別に応じた必要な体制が整備されるとともに、緊急時への対応が図られていること。

イ 社会貢献活動等に対する評価

環境保護、障害者雇用、地域活動への参加等の社会貢献活動の取組みを有していること。

ウ 地域経済振興及び雇用確保

再委託や物品調達等における市内中小企業者の活用、市内在住者の雇用確保

への取り組みがなされていること。

エ 雇用・労働条件

指定管理業務従事者の雇用・労働条件（勤務時間、賃金等）への適切な配慮がなされていること。

オ ワーク・ライフ・バランス等を推進する取り組み

男女が共に働きやすい職場環境づくりや女性の登用などワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいること。

カ コンプライアンス、個人情報保護、苦情処理

関係法令（労働関係法令、消防法等）の遵守や守秘義務の徹底、個人情報保護及び苦情処理に関する適切な体制が確保されていること。

（４）実績評価の次期選定への反映

サービスの維持・向上や、指定管理者の意欲のさらなる向上のため、現指定管理者が次期指定管理者の公募に応募した場合は、現指定管理者の指定期間を通じた管理運営の実績評価に基づき加減点を行うことができるものとする。

（５）市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等への配慮

中小企業者等の受注の機会の増大に努めるため、市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者及びそれに準ずる法人・団体については、加点を行うものとする。

５ 指定管理者制度導入の手続き

（１）指定管理者制度導入に係る検討事項

具体的な手続きの前に、下記の事項については各施設の所管課において検討しておく必要がある。

- ・ 指定管理者の選定方法
- ・ 指定期間
- ・ 指定管理者に行わせる業務に関する仕様

申請者が的確な事業計画書を作成できるように、できるだけ詳細な業務仕様書を作成すること。

- ・ 選定基準

選定の公平性を確保するため、できるだけ詳細な選定基準を定め、公募時には公表すること。

- ・ 利用料金制の採否

指定管理者の経営努力を促すとともに、市が支出する経費の縮減が図られるように検討すること。

（２）条例の制定又は改正

各施設の所管課において個々の施設の条例を制定又は改正し、以下の事項を規定するものとする。

- ・ **指定管理者による管理**
指定管理者に管理を行わせる旨
- ・ **指定の手続**
申請の方法や選定基準等
- ・ **管理の基準**
市民が当該公の施設を利用するにあたっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用料、使用制限の要件、秘密を守る義務、個人情報の取扱い等）
- ・ **利用料金の取扱い**
利用料金制に関すること（採用する施設のみ）
- ・ **業務の範囲**
指定管理者に行わせる業務の具体的な範囲
- ・ **その他必要な事項**
準備行為等

（３）公募の実施

- ・ 公募を実施する場合は、各施設の所管課において募集要項を作成し、概要を市報にいがた及び市のホームページに掲載する等、できるだけ広く周知するものとし、詳細な募集要項については各施設の所管課の窓口やホームページからのダウンロードを利用して配布するものとする。
- ・ 募集要項の公表から申請期間の終了までは少なくとも１か月は確保するものとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

（４）公募しない場合の手続き

公募せずに特定の団体を選定する場合においても、一定の期間を設けて申請書・事業計画書の提出を受けること。

（５）指定管理者候補者の選定

- ・ 指定管理者候補者の選定にあたっては、透明性、公正性の確保に十分配慮し、関連する分野の学識経験者や公認会計士等から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、指定管理者申請者評価会議（以下「評価会議」という。）を要綱により開催するものとする。
- ・ 評価会議の各委員は、申請者から提出された事業計画書等を基に、条例等で定める選定基準に照らして、他の委員の意見も参考に総合的に評価するものとする。
- ・ 施設所管課は、評価会議の意見聴取等をふまえて指定管理者候補者を選定し、全ての申請者に対して指定管理者候補者順位を通知するとともに、選考過程及び候補者名等を市のホームページ等により、広く市民にも情報を提供するものとする。

（６）指定の議決

指定管理者を指定するときは、市議会の議決を経なければならない。（地方自治法

第 244 条の 2 第 6 項)

※ 議決すべき事項：公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等

(7) 指定管理者の指定及び協定の締結

- ・ 指定の議決後、各施設の所管課は指定管理者の指定を文書により候補者に通知し、速やかに告示するとともに、指定管理者候補者順位第 2 位以下の者に不指定となることを通知する。
- ・ 業務の実施に必要な詳細事項について、市と指定管理者の協議により取り決め、両者間で協定を締結するものとし、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項も盛り込むこととする。

6 指定管理者制度導入後の対応

(1) モニタリング

指定管理者は協定で定めた業務の実施状況等について記録を行い、自己の業務について点検・評価し、報告書を作成して施設の所管課に提出する。

施設の所管課は指定管理者から提出された報告書の確認及び施設への立ち入り等により業務の実施状況等を把握するとともに、必要に応じて改善を指導する。ただし、指定管理業務従事者に対し直接的な指揮命令は行わず、指導等を行う場合は必ず書面により行うこと。

(2) 事業報告書の提出及び評価

指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を作成し市に提出しなければならない。

(地方自治法第 244 条の 2 第 7 項)

※ 記載事項：管理業務の実施状況や利用状況、利用料金収入の実績や管理経費等の収支状況、当該施設を利用して実施した自主事業の実施状況、利用者の意見等

また、施設の所管課は、提出された事業報告書等により、指定管理者の業務及び当該施設を利用して行った自主事業について評価を行い、次年度以降の管理業務に反映するものとする。指定管理者の業務について評価を行うときは、外部の意見も聴取することも検討するものとする。

(3) 利用者等からの苦情への対応

- ・ 施設の管理状況やサービス内容に対する苦情については、指定管理者が対応すべきものであるが、内容により施設設置者としての責任があることから、各施設の所管課は指定管理者の苦情処理対応を常に把握し、必要により苦情処理にあたるものとする。
- ・ 指定管理者が行った利用許可・不許可に対する審査請求については、全て市長が受けることとなる。(地方自治法第 244 条の 4)

（４）施設管理に係る市民意見の反映

施設の管理運営に関し、利用者等の市民意見を反映させる仕組みを指定管理者に義務付けるものとする。例えば、学識経験者や利用者等による運営委員会の設置、利用者アンケートの実施、意見箱の設置等が考えられる。

（５）施設内において事故があった場合の損害賠償請求等の対応

- ・ 指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者には施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険への加入を義務付けるものとし、その旨協定書に明示する。
- ・ 施設自体の瑕疵により損害が生じた場合は、施設設置者である本市に損害賠償義務が生じる（国家賠償法第 2 条）ことから、各施設の所管課は常に施設の破損状況等の把握を行うものとする。
- ・ 指定管理者が管理する施設であっても、市は公の施設の設置者としての責任を免れることはできないので、各施設の所管課は常に指定管理者による管理が適切に行われているかどうか把握し、必要に応じ指定管理者に改善の指示を行うものとする。

（６）指定の取消し

指定管理者が市の指示に従わないとき、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。（地方自治法第 244 条の 2 第 10・11 項）

ただし、市側が一方的な事由により指定の取消し、業務の停止を行うことはできない。

（７）指定期間中の再指定

指定期間中に指定管理者である団体の構成要素が大幅に変更され、団体としての同一性が認められない場合は、原則として再指定を行うこととする。

指定管理者制度事務フロー

